

# 糸満市職員の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度の人件費率
平成26年度	人 59,723	千円 23,087,355	千円 293,786	千円 3,432,944	% 14.9	% 15.8

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成26年度	人 385	千円 1,326,410	千円 209,682	千円 478,644	千円 2,014,736	千円 5,233	千円 5,989

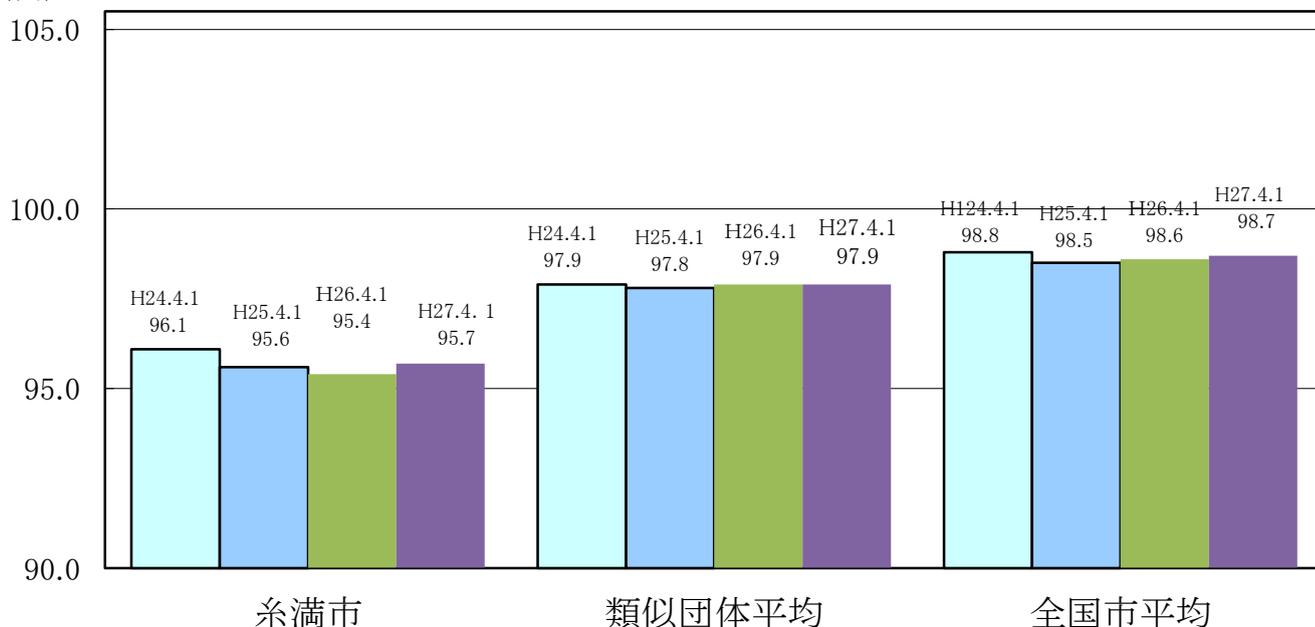
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況

(例)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与軽減措置がないとした場合の値である。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
平成27 年度	円 -	円 -	円 ( - %)	% -	% -	% 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

※ 糸満市は、人事委員会を設置していないため記入無し。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
平成27 年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 糸満市は、人事委員会を設置していないため記入無し。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施について

<p><b>【概要】</b> 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。</p>
---

##### ①給料表の見直し

###### 実施済み

<p>(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日</p> <p>(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引き下げ。激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施</p>
--

#### (6) 特記事項

6級以上の職員給与、0.2%引き下げ実施。(平成30年3月まで)

管理職手当の25%削減実施

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
糸満市	41.2 歳	303,836 円	342,888 円	330,906 円
沖縄県	40.8 歳	311,475 円	365,313 円	340,223 円
国	43.5 歳	334,283 円	- 円	408,996 円
類似団体	42.3 歳	319,936 円	394,984 円	355,183 円

#### ②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
糸満市	- 歳	- 円	- 円	- 円
沖縄県	52.6 歳	351,298 円	398,008 円	379,752 円
国	50.2 歳	289,141 円	- 円	328,318 円
類似団体	50.0 歳	317,404 円	355,113 円	338,663 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、H27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国 比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じペール(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

計算したものである。

3 技能労務職は、再任用短時間勤務職員のみ在職の為、記載なし。

区分		糸満市	沖縄県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	174,200 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	142,100 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	139,500 円	- 円
	中学卒	131,500 円	131,500 円	- 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

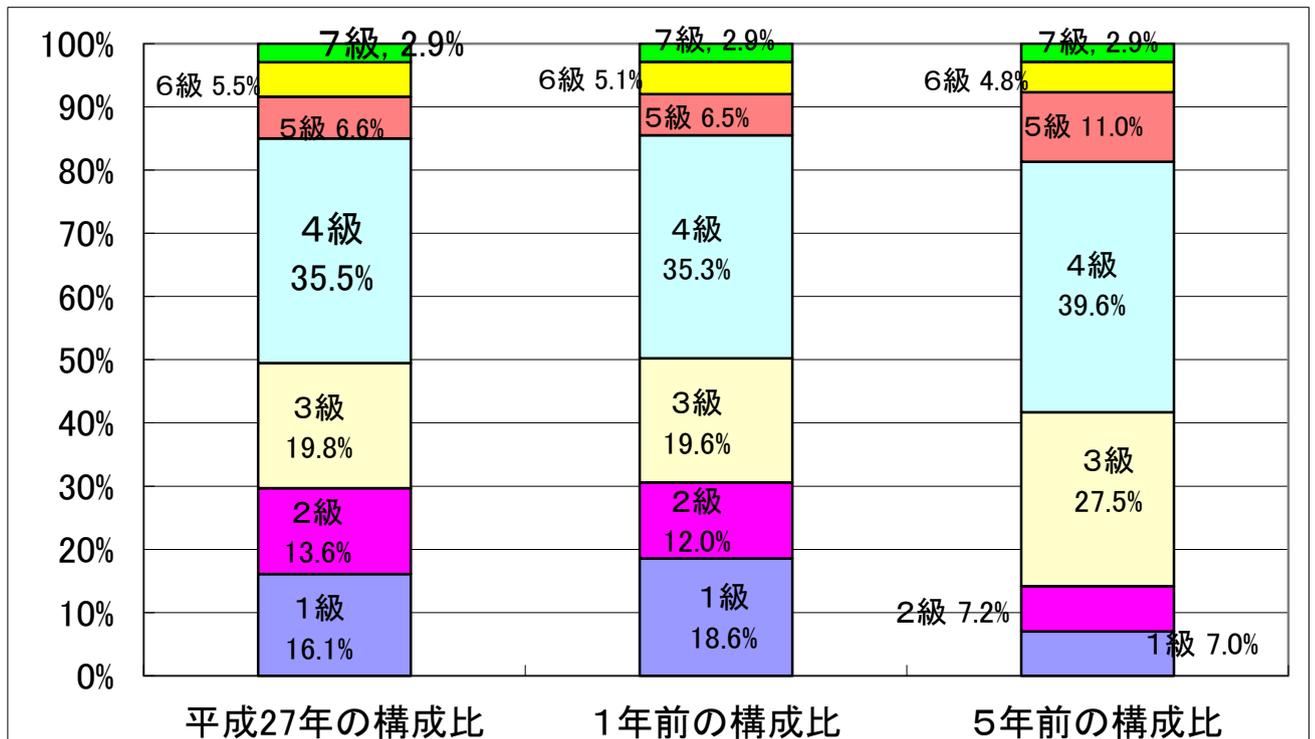
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	239,875 円	344,250 円	359,500 円	388,002 円
	高校卒	202,300 円	271,200 円	348,750 円	370,367 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	44人	16.1%	137,600円	244,900円
2 級	主任主事	37人	13.6%	187,700円	301,900円
3 級	副主査	54人	19.8%	223,900円	347,700円
4 級	主幹・係長・主査	97人	35.5%	258,300円	378,700円
5 級	課長・副参事	18人	6.6%	285,000円	390,700円
6 級	参事・室長	15人	5.5%	315,800円	407,900円
7 級	部長・参事監	8人	2.9%	360,100円	442,600円

- (注) 1 糸満市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度未策定につき、原則一律昇給としている。  
なお、勤務成績不良者(一定の勤務日数に満たない者や懲戒処分有りの者等)は、昇給幅を減若しくは昇給無しとしている。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

糸 満 市		沖 縄 県		国	
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,235 千円		1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,482 千円		—	
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 0.7 )月分		(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 0.7 )月分		(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 0.7 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から15%まで		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から20%まで ・管理職加算10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~20% ・管理職加算10%~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度未策定につき、原則一律支給としている。  
なお、勤務成績不良者(一定の勤務日数に満たない者や懲戒処分有りの者等)は、勤勉手当を減額支給又は支給無しとしている。

### (2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

糸 満 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			・ 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
・ 退職時特別昇給 無					
1人当たり平均支給額		20,360 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

※割愛職員は省く

### (3) 地域手当

#### (平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	%
	%	人	%
—	— %	— 人	%

※ 本市は地域手当該当しないため、記入無し。

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(平成26年度決算)		4,371 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		53,964 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		20.9 %	
手当の種類(手当数)		11種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務従事手当	市税の徴収事務を本務とする職員		日額 250円
賦課事務従事手当	市税の賦課事務を本務とする職員		日額 150円
感染症防疫作業手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある物件、場所の消毒その他処理作業に従事する職員		日額 800円
	感染症菌を有する家畜若しくは疑いのある家畜の防疫作業に従事する職員		日額 300円
災害対策時勤務手当	糸満市災害対策本部条例(昭和48年糸満市条例第43号)の規定に基づき設置された糸満市災害対策本部より、特に勤務を命ぜられた職員		(1)1日3時間55分未満勤務の場合 日額1,000円 (2)1日3時間55分以上勤務の場合 日額2,000円
災害対策時現場出動手当	災害対策時勤務手当の受給要件を有する者で現場出動を命ぜられた職員		1回につき 300円
救急、救助、火災出動手当	救急、救助、火災活動に従事する職員		1回につき 200円
高所作業、潜水手当	梯子車のバスケット搭乗又は外壁での救助及び消火作業に従事する職員、救助及び捜索活動で潜水に従事する職員		日額 1,500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人を取り扱う職員		1回につき 2,000円
精神病患者及び行旅病人取扱手当	精神病患者及び行旅病人を取り扱う職員		1回につき 1,000円
福祉事務従事手当	福祉事務所に従事する現業職員で、生活保護ケースワーカー		日額 250円
派遣職員手当	姉妹都市・友好都市交流事業に基づき、引き続き1か月以上県外実務研修に派遣された職員		月額 30,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	74,028 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	186 千円
支給実績(平成25年度決算)	69,570 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	175 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 ・配偶者13,000円 ・その他扶養1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合、そのうち1人については11,000円) ・16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同じ		46,008 千円	240,877 円
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借り受け(上限額)27,000円	同じ		42,104 千円	276,999 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、交通機関または交通用具を利用している職員に支給 ・バス等の交通機関・・・定期券相当額を支給(上限額)55,000円 ・交通用具(自家用車等)・・・通勤距離に応じ2,000円～29,800円	同じ		10,787 千円	35,838 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・部長級:41,423(55,230円) ・次長級:35,130(46,840円) ・課長級:30,278(40,370円)	同じ (定額制)		19,344 千円	420,307 円

(注) 管理職手当については平成18年度から平成22年度まで75%減額、平成23年度からは50%減額しており、( )内は減額措置を行う前の金額である。※平成25年10月より25%削減になっている。

**5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）**

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	749,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	( 副 市 長	( 882,000 円 )	1,061,000 円 /	440,000 円
	( 議 長	( 641,000 円 )	885,000 円 /	375,000 円
	( 議 員	( 713,000 円 )	— 円 /	— 円
報 酬	議 長	469,000 円	737,000 円 /	310,000 円
	副 議 長	419,000 円	653,000 円 /	245,000 円
	議 員	396,000 円	591,000 円 /	222,000 円
期 末 手 当	市 長	(平成26年度支給割合)		
	副 市 長	3.10	月分	(役職加算15%)
退 職 手 当	議 長	(平成26年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.10	月分	(役職加算15%)
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	$882,000 \times 4年 \times 500/100 = 17,640,000円$		(任期毎)
	備 考	$713,000 \times 4年 \times 300/100 = 8,556,000円$		(任期毎)

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

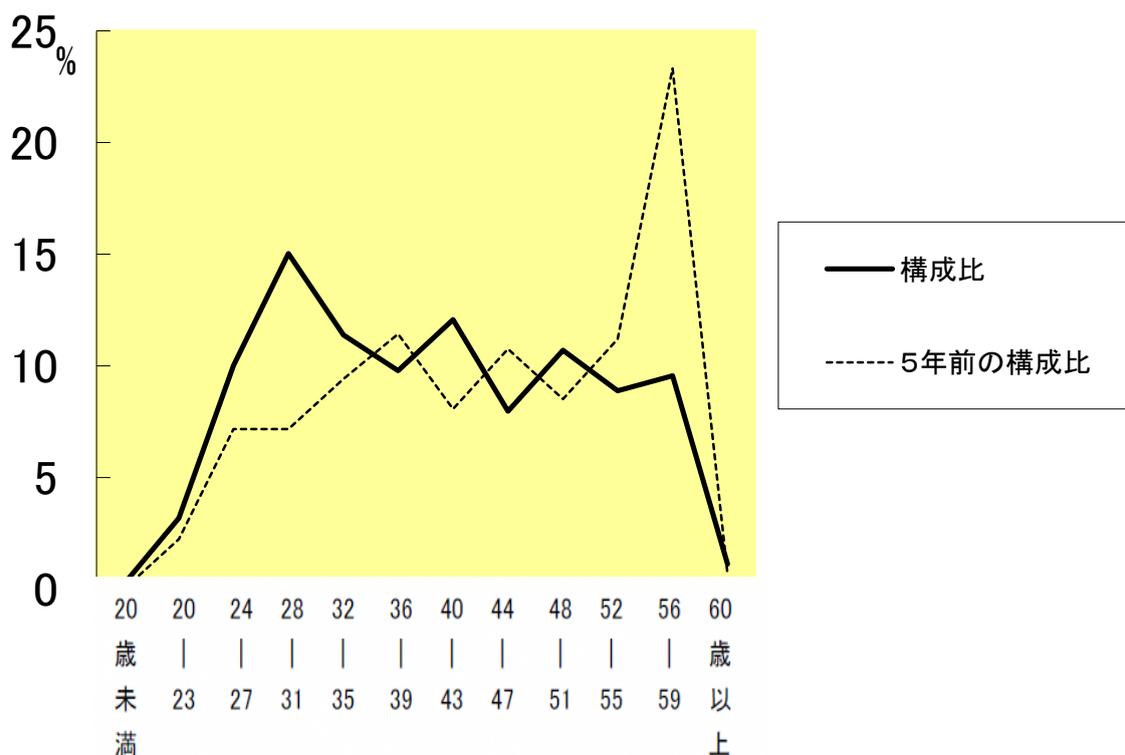
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年度	前年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	7	7	0	技能労務職の退職不補充、企画部門の業務強
		総務	77	76	1	
		税務	25	25	0	
		労働	0	0	0	
		農水	24	24	0	
		商工	9	9	0	
		土木	21	22	▲ 1	
民生		76	76	0		
衛生	24	25	▲ 1	被災地派遣終了による職員減		
	計	263	264	▲ 1	技能労務職の退職不補充	
	教育部門	69	71	▲ 2	教育長が対象外となったことによる職員数減等	
	消防部門	51	51	0		
	小 計	383	386	▲ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.39 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.58 人)	
公営企業会計等部門	病院	0	0	0	職員補充	
	水道	13	12	1		
	交通	0	0	0		
	下水道	7	7	0		
	その他	34	35	▲ 1		土地開発公社の事務処理体制の効率化
	小 計	54	54	0		
合 計		437 ( 452 )	440 ( 452 )	▲ 3 ( 0 )	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.47 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	14人	43人	68人	51人	45人	58人	32人	50人	36人	38人	1人	437人

※教育長を含まず再任用(フルタイム)を含む。

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	264	264	264	263	264	263	▲9 (▲3.3%)
教育	75	72	73	72	71	69	▲10 (▲12.3%)
消防	48	50	51	52	51	51	6 (13.3%)
普通会計計	387	386	388	386	386	383	▲13 (▲3.3%)
公営企業等会計計	59	56	57	55	54	54	▲5 (▲8.5%)
計	446	442	445	442	440	437	▲18 (▲3.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

※H26まで教育長を含む。H27以降含まない。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成26 年度	千円 1,407,481	千円 87,013	千円 76,630	% 5.4	% 6.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成26 年度	人 13	千円 52,627	千円 5,168	千円 18,835	千円 76,630	千円 5,895

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 6,219

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(注) 管理職手当について平成23年度から50%減額し平成25年10月より25%削減になっている

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
糸 満 市	48.0 歳	371,604 円	515,655 円
団 体 平 均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

糸 満 市	糸 満 市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,449 千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,235 千円
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.7 )月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.7 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から15%まで	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%から15%まで

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成27年4月1日現在)

糸 満 市			糸 満 市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) ・ 退職時特別昇給 無			その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) ・ 退職時特別昇給 無		
1人当たり平均支給額 ー 千円			1人当たり平均支給額 19,388 千円		

※ 公営企業職員の退職手当に支給額が反映していないのは、退職前に一般行政職へ人事異動するためである。

ウ 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	- %	- 人	- %	

※ 本市地域手当該当しないため、記入無し。

エ 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		なし		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-	-

※特殊勤務手当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	1,280 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	98 千円
支給実績(平成25年度決算)	1,387 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	107 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 ・配偶者13,000円 ・その他扶養1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合、そのうち1人については11,000円) ・16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同じ		1,650 千円	232,200 円
住居手当	住居を借り受け、又は所有している職員に支給 ・借り受け(上限額)27,000円	同じ		576 千円	324,000 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で、交通機関または交通用具を利用している職員に支給 ・バス等の交通機関・・・定期券相当額を支給(上限額)55,000円 ・交通用具(自家用車等)・・・通勤距離に応じ2,000円～29,800円	同じ		439 千円	49,275 円
管理職手当	管理又は監督の職にある職員に支給 ・部長級:27,615(55,230円) ・次長級:23,420(46,840円) ・課長級:20,185(40,370円)	同じ (定額制)		1,222 千円	407,916 円

(注) 管理職手当については平成18年度から平成22年度まで75%減額、平成23年度からは50%減額しており、( )内は減額措置を行う前の金額である。※平成25年10月より25%削減になっている。